

## 学会法人化について

中西印刷株式会社  
NACOS学会フォーラム

©2013 中西印刷株式会社/NACOS学会フォーラム

## 法人とは

- 人にかわって法律行為をする団体
  - 法律行為とは
    - 物を買う。お金を借りる。人を雇うなど
- 法人の例
  - 株式会社・学校法人・独立行政法人・宗教法人
  - 社団法人・財団法人
- 学会は法人なのか
  - 法人格(社団法人)を持たない限り法人ではない
  - 「人格なき社団」と呼ばれるもの

©2013 中西印刷株式会社/NACOS学会フォーラム

## 人格なき社団と法人

- 人格なき社団
  - 法律行為はできない。かわって代表者が個人の資格で行う
    - 預金通帳は代表者名で、代表者がかわるたびに変更
  - 財産は社団の構成員の「総有」とみなされる
    - ただし、事件があったときには面倒な法律問題が生じかねない
  - 代表者(会長・理事長)の責任が重い
  - 税務は法人と同じ義務がある
    - 人格なき社団だからといって、税負担は逃れられない
- 法人格のない学会は(納税)義務はあるが(法律行為の)権利がない

©2013 中西印刷株式会社/NACOS学会フォーラム

## 学会法人化の得失

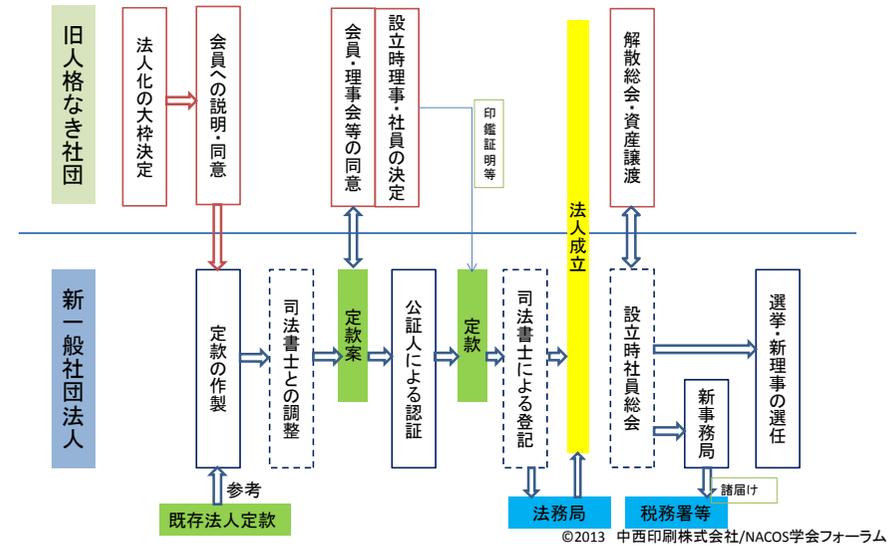
- メリット
  - 社会的信用が増す
  - 学会名で法律行為ができる。
    - 通帳が持てる・不動産が取得できる・借金ができる。
  - 責任が会長から理事に分散
- デメリット
  - 運営に費用がかかる
    - 事務委託費用・税理士費用(税申告を依頼する場合)など
  - 法律の規制が多くなる
    - 理事の任期・決算と社員総会時期など

©2013 中西印刷株式会社/NACOS学会フォーラム

# 学会のとりうる法人形態

- 特定非営利活動法人(NPO法人)
  - 一般社団法人制度ができるまで使われた(分子生物学会など)が、学会では運営しにくい
- 一般社団法人
  - 簡単に設立でき、運営もやりやすい
- 公益社団法人
  - 税金が減免されるが公益性の担保が必要
  - 人格なき社団からはいきなりなれない。一般社団法人を経由する。
- 一般財団法人・公益財団法人
  - 基本財産が要る。学会では少ない

# 一般社団法人へのロードマップ



# 定款

- 法人を運用するための規則
  - 絶対的記載事項
    - かならず記載しなければならない
  - 相対的記載事項
    - 記載しなくてもよいが、記載しないと効力を生じない
  - 任意的記載事項
    - 公序良俗に反しない限り自由に記載できる
- 既存一般社団法人学会のものを参考にする場合がほとんど

# 学会定款の注意点

- 理事の任期が2年以内となる
- 理事は社員が選ぶ。会長推薦はできない
- 理事長は理事会がある限り、直接選挙では選べない
- 会員=社員とすると運用が困難になる
  - 次項で説明
- 旧人格なき社団のときに作った規定は社団法人に影響を及ぼせない
  - 旧人格なき社団の規定や役員履歴は引き継げない
- 設立時社員の数は多くはできない
- 決算後2ヶ月以内に社員総会を開かねばならないが、学会の決算年度と学会大会の開催時期の整合が難しい

## 社員と会員

- 一般社団法人の社員とは？
  - 学会の運営に影響を及ぼせる個人・団体
  - 社団法人の基本的な取り決めは社員総会で行う
  - 株式会社では株主にあたると考えて良い
- 社員総会でしかできない事項
  - 社員の除名、理事・監事の選任、定款の変更、合併・解散
- 社員＝会員でなくてもよい
  - 代議員制をとり、選挙で選ばれた人を社員とするという規定をもうける場合が多い
  - 社員＝会員とすると会員全員を総会に招集する必要がある

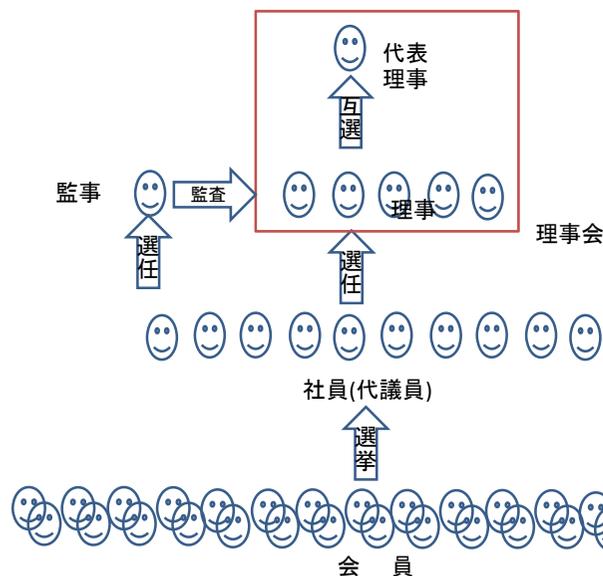
©2013 中西印刷株式会社/NACOS学会フォーラム

## 理事と理事会

- 社員が一般社団法人の運営を行う理事を選ぶ
  - 3人以上
- 理事による理事会を置くことが普通
- 理事会で代表理事を選ぶ
- 監査のための監事をおく
  
- 評議員会・常任評議員会・委員会・代議員会などの名称は理事会の読み替えとして使用する。

©2013 中西印刷株式会社/NACOS学会フォーラム

## 一般的な社団法人学会組織



©2013 中西印刷株式会社/NACOS学会フォーラム

## 税金問題

- 法人化しなくても、収益事業があれば申告の義務・雇用があれば源泉徴収の義務がある
- 法人化以前から整備して置く必要
  - 譲渡した資産の由来を問われる可能性
- 問題となりやすい税金
  - 法人税
    - 収益事業(次項)があれば必須
  - 消費税
    - 大会後の懇親会費・非会員参加費・収益事業等
  - 源泉所得税
    - 大会アルバイト雇用や講師・編集謝礼など
- 申告・納付されていないと脱法状態
  - 調査で発覚した場合、無申告加算税・過少申告加算税や延滞税が課税される

©2013 中西印刷株式会社/NACOS学会フォーラム

## 税金問題2

- 収益事業の可能性の高いもの
  - 非会員への会誌販売
  - 会誌への広告掲載・HPのバナー広告
  - 学会大会での企業ブース出店料
  - 大会後の懇親会費
  - 出版社からの販売印税
- 源泉税で漏れやすいもの
  - 大会の時の学生アルバイト給与
  - 講師への謝金
  - 編集秘書・会長秘書などの給与

## 税金問題3

- 大会会計
    - 大会会計を本部会計と独立にはできない
      - 大会会計を本部会計に統合する必要
    - 大会の収支の明確化
    - 決算期との整合性
      - 大会の会計時期が本文の会計時期と異なる場合がある
  - 支部会計
    - 運用実態次第だが、本部と統合すべき場合もある
- 早期に税理士等専門家への相談をおすすめします